

障害児施設等整備費補助金交付要綱

制定 令和6年6月28日付け障第382号

(目的)

第1 県は、障害児施設等の整備を図るため、次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱（令和5年8月22日付けこ成事第370号こども家庭庁長官通知。以下「交付金交付要綱」という。）に基づく施設整備の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付の対象)

第2 この補助金は、次世代育成支援対策を推進するために市町村が策定する市町村整備計画又は防犯対策強化整備計画（以下「整備計画」という。）に基づいて実施される障害児施設等に関する施設整備事業に交付する。

- 2 対象となる事業、施設の種類、事業者の範囲及び整備区分は別表第1のとおりとする。
- 3 前項の整備区分は、交付金交付要綱第5に定める整備区分をいう。
- 4 この補助金は、次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。
 - (1) 土地の買収又は整地に要する費用
 - (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
 - (3) 職員の宿舎に要する費用
 - (4) 防犯対策強化に係る整備における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用
 - (5) その他施設整備費として適当と認められない費用

(補助金の交付額の算定方法)

第3 補助金の交付額は、第4項の規定に定めるところにより算出した額とする。この場合において、交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 補助金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに交付金交付要綱の、別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。
- 3 前項により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国及び県の負担割合の合計を乗じた額を算出する。
- 4 第2項及び前項により算出した額を比較して少ない方の合計額を交付額とする。

(申請の取下期日)

第4 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(財産の処分に係る制限の期間)

第5 規則第19条第1項に規定する期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号により厚生労働大臣が定める期間とする。

2 規則第19条第1項第2号に規定する知事が指定するものは、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える機械及び重要な器具とする。

(工事の状況報告)

第6 補助事業者は、施設整備に係る工事に着工したときは、工事着工報告書(様式第5号)により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については工事進捗状況報告書(様式第6号)により、毎年度12月末日現在の状況を翌月15日までに知事に報告しなければならない。

(立入検査等)

第7 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(書類の整備等)

第8 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間(当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る処分の制限期間が5年を超える場合にあっては当該処分の制限期間)これを保存しなければならない。

(前金払)

第9 補助事業者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、障害児施設等整備費補助金前金払請求書(様式第7号)に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

第10 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率(当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。)を乗じて得た額をいう。以下同じ。)

が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第8号）により知事に報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

（提出書類及び提出期日）

- 第11 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

（補則）

- 第12 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- この要綱は、令和6年6月28日から施行し、令和6年4月1日以後の事業について適用する。

別表第1（第2関係）

対象となる事業	施設の種類	事業者の範囲	整備区分
児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（同条第2項に規定する児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービスに限る。）を行う事業所、同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援を行う事業所、同条第6項に規定する保育所等訪問支援を行う事業所、同条第7項に規定する障害児相談支援を行う事業所並びに同法第7条に規定する障害児入所施設及び児童発達支援センター	児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人、児童福祉法第34条の3第2項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等）	創設、大規模修繕等、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、防犯対策強化に係る整備、応急仮施設整備及び避難スペース整備

別表第2（第11関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第4条の 規定による書 類	障害児施設等整備費補助金交 付申請書 1 障害児施設等整備費補助 金申請額内訳書 2 障害児施設等整備費補助 金事業計画書 3 歳入歳出予算（見込）書 抄本 4 建物の室ごとに室名及び 面積を明らかにした書類 5 建物の配置図、各階平面 図及び立面図 6 設備の見積書 7 カタログの写し 8 敷地の登記簿謄本及び借 地の場合は賃貸借契約書の 写し 9 市町村補助金及び寄附金 に係る証拠書類	第1号 別紙1 別紙2 別紙3	2部	別に定める
規則第6条第 1項第1号、 第2号及び第 3号の規定に より承認を受 ける場合の書 類	障害児施設等整備事業変更（ 中止、廃止）承認申請書 1 障害児施設等整備費補助 金申請額内訳書 2 障害児施設等整備費補助 金事業計画書 3 歳入歳出予算（見込）書 抄本 4 建物の室ごとに室名及び 面積を明らかにした書類 5 建物の配置図、各階平面 図及び立面図 6 設備の見積書 7 カタログの写し 8 敷地の登記簿謄本及び借 地の場合は賃貸借契約書の 写し 9 市町村補助金及び寄附金 に係る証拠書類	第2号 別紙1 別紙2 別紙3	2部	変更（中止、 廃止）の理由 が生じた日か ら14日以内
規則第13条第 1項の規定に よる書類	障害児施設等整備費補助金請 求書 障害児施設等整備費補助金事 業実績報告書 1 障害児施設等整備費補助 金精算額内訳書 2 障害児施設等整備費補助 金事業実績報告書 3 歳入歳出決算（見込）書 抄本	第3号 第4号 別紙4 別紙5 別紙6	1部 2部	別に定める